

事務連絡
令和2年11月26日

各都道府県バス協会
専務理事様

公益社団法人日本バス協会
総務部

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について(協力依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記につきましては、昨年12月にも同様の協力依頼をしております(12月20日付け日バス協事務連絡)が、今般、あらためて内閣官房より国土交通省自動車局旅客課を通じ、傘下会員事業者へのマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について協力依頼がまいりました。

各都道府県バス協会におきましては内容についてご了知いただきますとともに傘下会員事業者へ周知いただきますようお願ひいたします。

なお、周知に当たっては、「呼びかけに係る通知のひな形」をご活用ください。内容につきましては、実態に即して、適宜修正いただいて結構です。

以上



事務連絡
令和2年11月26日

公益社団法人日本バス協会 御中

国土交通省自動車局
旅客課長

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれでは、平素から自動車行政に対しまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課・厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について（依頼）」が別紙のとおりありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願ひ申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。
ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出にあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。
 - ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
 - ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

(会員事業者の従業員に対して、従業員に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

※既に説明会の代替として動画を送付している団体に対しては、再度送付の必要はありませんが、その場合でも、パンフレット等については、御提供願います。

3) 通知の発出は、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施して頂ければ幸いです。

国土交通省自動車局旅客課（企画班）
電話：03-5253-8569

事務連絡
令和2年11月13日

各業所管官庁 宛

内閣官房副官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨のご発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

つきましては、各府省におかれましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について要請いたしますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）と独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形2）を用意しましたので、御活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態にかんがみ、各省庁の判断で適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選

定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。

3) 通知の発出にあたっては、内閣官房より提供する以下の動画・チラシ・ポスター・リーフレットの広報素材を併せて所管業界団体に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

(所管業界団体の会員事業者の従業員に対し、視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

※既に説明会の代替として動画を送付している団体に対しては、再度送付の必要はありませんが、その場合でも、パンフレット等については、御提供願います。

4) 通知の発出は、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施して下さい。

5) 各省庁において実施した通知の発出先については、後日、資料6-2の様式により報告して下さい（詳細については、後日連絡させていただきます。）。

6) 方針では、「3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等」において、「(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ」を掲げ、「業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。」としています。このことにも御留意いただきつつ、効果的なものとなるよう、通知の内容等を御検討下さい。

内閣官房番号制度推進室

桑島・篠宮

電話 03-6441-3459（直通）

総務省自治行政局住民制度課

本橋・箕打・石井

電話 03-5253-5517（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携

政策課保険データ企画室

太江・柏尾

電話 03-3595-2174（直通）

別添 1 (概要) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針 (概要)

令和元年6月4日
デジタルガバメント閣僚会議

I 重複申請考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）

(2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健診保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）

(3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会ができる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申込サービスの積極的展開、他の行政機関等（リローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等の一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

〔 令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議 〕

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

(別添)

令和2年 月 日

会員各位

○○○法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

貴社におかれでは、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについてお願ひしたところですが、改めて、国土交通省自動車局旅客課長から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」依頼がありました。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願ひ申し上げます。

記

1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。

資料は、そのまま、貴社のインターネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。全ての従業員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。

2) 関連する以下の動画・ポスター、リーフレットの電子媒体を併せてお送りしますので、御自由に御活用下さい。

・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

（会員事業者の従業員に対して、従業員に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

(別添)

- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施頂ければ幸いです。
- 4) 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市町村においては、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を実施しています。
- 5) 御興味がある社におかれでは、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のはか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただけば幸いです。なにとぞ、よろしくお願ひいたします。